

千葉県に対応について

これまで悪臭防止法では、都道府県知事が地域の実情に合わせて規制基準を設定することが定められておりました。

現在、関係法令の改正により、一般市は悪臭防止法に定める範囲内で規制を定めることが可能となりました。

また、かつて千葉県では、都市計画法に定める用途地域を基に「周囲の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度」として指導目標値（臭気指数）を定め、市町村への技術的助言を行ってきました。

「悪臭防止対策の指針について（通知）」による悪臭に係る指導目標値（千葉県）

昭和 56 年 6 月 20 日 大第 90 号 千葉県環境部長から各市町村長あて

| | 敷地境界における 臭気濃度 | 臭気指数に換算 |
|--------------|------------------|---------|
| 住居系地域 | 1 5 | 1 2 |
| 工業・商店・住居混在地域 | 2 0 | 1 3 |
| 工業系地域 | 2 5 | 1 4 |

※捕捉説明（網掛け部）

千葉県通知を臭気指数に換算したものです。